

盛岡広域振興局長告示第7号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成27年1月20日

盛岡広域振興局長 杉原永康

- 1 工区に含まれる地域の名称 第6工区 紫波郡矢巾町大字南矢幅第8地割113番2の一部、130番1の一部、147番1の一部、147番2の一部、147番3、148番2の一部、148番3、149番2の一部、149番3、150番2の一部、150番3、151番2の一部、151番3、152番2の一部、152番3の一部及び191番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
 - (1) 盛岡市南大通三丁目8番1号 株式会社寿広
 - (2) 盛岡市大通一丁目6番18号 株式会社サウス・ウイング